

## 異議通知書

貴法人は、平成18年4月1日、就業規則を変更するに伴い、私に支払う賃金を減額する旨の定めのある給与規則の変更をされました。

私は今回の就業規則の改定に基づく賃金の減額に同意できません。

よって、賃金の減額を撤回し、従前の就業規則に基づいて賃金を支給するよう申し入れます。

平成20年 月 日

通告人

被通告人

熊本市黒髪2丁目39番1号  
国立大学法人 熊本大学  
学長 崎元 達郎 殿